

令和7年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会会議録

令和7年12月12日第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を大仙市大曲交流センター第1研修室に招集した。

1. 令和7年12月12日（金）午後2時59分 開会
1. 令和7年12月12日（金）午後4時00分 閉会

1. 出席した議員は次のとおりである。

1番 佐藤育男	2番 安達成年	3番 黒沢龍己	4番 高橋邦武
5番 高橋徳久	6番 橋村 誠	7番 武藤義彦	8番 高橋 純
9番 青柳友哉	10番 山谷喜元	11番 荒木田俊一	12番 澁谷俊二
13番 秩父博樹	14番 後藤 健	15番 青柳宗五郎	16番 深沢義一
計 16名			

1. 欠席した議員は次のとおりである。

計 0名

1. 遅刻した議員は次のとおりである。

計 0名

1. 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

管理者 老松博行 副管理者 田口知明 副管理者 松田知己 副管理者 小松英昭
監査委員 藤村好正 消防長 小笠原伸一 事務局長兼管理課長 佐藤大
消防次長 長澤政信 大曲消防署長 鈴木和仁 角館消防署長 小松文博
事務局次長兼環境事業課長 瀬川敬 消防総務課長 武藤亮幸
介護保険事務所長 上田泰彦 管理課参事 藤田貴 介護保険事務所主幹 奈良ルミ子
管理課主幹 九島芳謙 管理課副主幹 鈴木貴将 管理課主任 高橋絵美

1. 会議の書記は、次のとおりである。

管理課 鈴木貴将

1. 本会議に提出した議案は、次のとおりである。

- (1) 議案第21号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第22号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第23号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第24号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 議案第25号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (6) 議案第26号 大曲仙北広域市町村圏組合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (7) 議案第27号 令和7年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）
- (8) 議案第28号 令和6年度決算の認定について
- (9) 議案第29号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

副議長

(黒沢龍己)

副議長の黒沢でございます。

現在議長が欠けておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により、議長の職務を執らせていただきます。

これより令和7年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。

管理者から「招集の挨拶」並びに「行政報告」があります。

管理者

(老松博行)

はい、議長。

副議長

(黒沢龍己)

はい、管理者。

管理者

(老松博行)

招集挨拶の前に一言申し上げたいと存じます。

はじめに、当組合議会議員の変更についてご報告申し上げます。

去る10月6日の大仙市議会臨時会において、同市議会議長に後藤健氏が当選されたほか、同市議会から選出される当組合議会議員の改選に伴い、後藤健氏、佐藤育男氏、安達成年氏、高橋徳久氏、橋村誠氏、青柳友哉氏、山谷喜元氏、秩父博樹氏の8氏が選任されており、同じく10月6日の美郷町議会臨時会において、同町議会議長に高橋邦武氏が当選され、高橋邦武氏、高橋純氏、澁谷俊二氏、深沢義一氏の4氏が当組合議会議員に選任されております。

新任・再任を含め、今般新たに当組合議会議員に就任された皆様には、大曲仙北圏域の発展のためご尽力賜りますようお願い申し上げます。

また、10月19日に執行されました任期満了に伴う仙北市長選挙におきまして、田口知明氏が2期目の当選を果たされましたことに、心からお祝いを申し上げます。

田口市長には、引き続き仙北市のリーダーとして市勢発展のため、その手腕を存分に発揮していただきますようご期待を申し上げます。また、構成市町の長の互選により、引き続き当組合の副管理者に就任していただいております。これまでと同様、広域行政に対しましてご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、この場をお借りして、当組合の諸般の状況についてご報告いたします。

はじめに、斎場関係について申し上げます。

北部斎場大規模改修工事につきましては、既存施設の敷地内に設置した仮設待合室を利用いただきながら、現在、和室待合室を洋室に変更する工事や、バリアフリートイレの増設、炉前ホールの改修など建物内部の工事を中心に行っております。外部の工事は、外壁の塗装や屋根材の補修などの外装工事が11月末で完了しており、引き続き、屋外灯油タンクの設置及び給排水設備工事を行っております。工事全体の進捗率は11月末時点で57.5%とほぼ計画どおりに進んでおります。

また、火葬炉設備の改修工事につきましては、建築工事と重ならないよう、1

2月10日から18日までの前期工事と来年2月1日から14日までの後期工事に分けて施工する計画としており、その期間は、火葬炉2基のうち1基を停止するため火葬件数の制限が必要になることから、利用される皆様にはご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いしながら進めてまいります。

改修後の施設は、来年3月1日からの利用を予定しており、その後、仮設待合室の解体撤去、撤去後のアスファルト補修等を行い、3月末の竣工予定となっております。

なお、3月下旬に議員の皆様への内覧会を予定しておりますので、ご案内の際には、是非ご参加賜りますようお願い申し上げます。

次に、環境事業課関係について申し上げます。

令和7年度から令和10年度までの4カ年事業として進めております中央ごみ処理センター基幹的設備改良工事につきましては、求める性能や機能のみを提示して発注する「性能発注方式」を採用しており、本年7月の契約締結後、工事業者のエクシオグループ株式会社、設計・施工監理業務を受託している株式会社エイト日本技術開発及び当組合の3者による設計協議を行い、現在、来年度に更新を予定している、ごみクレーン、ボイラ本体、電気設備などの主要設備の製作に向け、各種設計施工図書について、機能、品質、施工の確実性及び安全性等の審査を行っております。

なお、本年度は、設計協議と並行して、2基あるボイラの給水ポンプの製作を行い、年度末時点での進捗率は1.6%と見込んでおりますが、来年度以降、各種設備工事が本格化する計画となっております。

旧中央し尿処理センター解体撤去工事につきましては、本年7月の契約締結後、8月25日に現場事務所を開設し、準備工事として工事区域の仮囲い及び迂回道路の設置を行ったほか、作業の基盤となる足場の組立て及び防音シートの取付けなどを行い、現在、外壁塗装の下地調整材に含まれているアスベストや、煙突と焼却炉内にある焼却灰の除去作業を行っております。

なお、アスベストの除去につきましては、さらに保護シートによる作業場所の隔離や、水及び薬剤による湿潤化など、厳重な飛散防止対策を施しており、焼却灰の除去につきましても、ダイオキシン類ばく露防止対策要綱に基づく施工を行うこととし、管理区域内の開口部を密閉し、負圧集塵機やエアシャワーの設置など、密閉養生による環境対策を施した上で作業を実施しております。

11月末時点の進捗率は37.7%であります。本年度末時点での進捗率を51.0%と見込んでおり、引き続き、周辺環境への影響に配慮しながら、安全かつ効率的に工事を行ってまいります。

次に、消防関係について申し上げます。

東分署大規模改修事業につきましては、アスベスト事前調査が11月26日に完了したほか、来年度の工事発注に向けた実施設計もほぼ完了しており、今月中に成果物の引き渡しを予定しております。

本年度の車両更新につきましては、西分署に配備の高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材が来年3月の納入予定となっております。また、西分署と角館

消防署に配備の消防ポンプ自動車については、来年3月の納車予定となっておりますが、昨年度に引き続き、全国的にトラックメーカーの生産が需要に追いついていない状況にあり、当組合におきましても納車の遅れが懸念されるところであります。今後も受注者と連絡を密にしながら早期の納車に努めてまいります。

12月8日現在の火災等の発生状況につきましては、火災件数が33件で、前年同日と比較し16件の減、救急件数は6,092件で117件の増、救助件数は68件で7件の増となっております。

このほか、山菜採りなどによる行方不明者の捜索事案が大仙市で1件と美郷町で2件発生し、登山中の捜索救助事案が大仙市で2件発生しております。

本県のみならず、全国的に多発している熊による被害につきましては、国においては、緊急銃猟制度の整備や自衛隊による後方支援、県においては、目撃情報共有システムの活用や報奨金による捕獲従事者支援が行われるなど、被害防止対策の強化が図られているものの、依然として住民の安全を脅かす深刻な状況が続いております。当圏域内におきましても、人的被害が相次ぎ、救急搬送した事案が大仙市で4件、仙北市、美郷町でそれぞれ3件の計10件発生しており、仙北市の1件のみだった前年同日と比較し、大幅な増となっております。引き続き、構成市町との連携を強化しながら対応してまいります。

次に、介護保険関係について申し上げます。

本年9月データによる管内の第1号被保険者数は、47,052人、要介護認定者数は9,686人、サービス利用者数は7,961人、給付総額は約14億3,520万円となっており、前年同月との比較では、高齢者数は283人、認定者数は40人、サービス利用者数は162人のいずれも減となっており、給付費についても約37万円、率にして0.03%の減となっております。

サービス別では、居宅サービスが約130万円の減となっており、主に訪問介護及び通所介護の利用者が減っております。一方で、地域密着型サービスは約60万円の増となっており、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護の利用者が増えております。

また、予防サービス費は増加傾向にあり、各市町に設置する地域包括支援センターが中心となって進めている介護予防マネジメントにより、重度化防止に資するサービスが適切に提供されていることが主な要因であると分析しております。

令和9年度から11年度までの3年間を計画期間とする第10期介護保険事業計画につきましては、来年度が策定年となることから、現在準備作業の一つとして、在宅の要介護者及び65歳以上の一般高齢者合わせて4,000人を対象にアンケート調査を実施しております。これは、生活や介護の環境を中心とした実態及び意識について調査し、日常生活圏域における地域の課題や高齢者のニーズを的確に把握することを目的としており、この結果を参考にしながら策定作業を進めてまいります。

次に、職員採用試験関係について申し上げます。

事務部局の採用試験につきましては、10月26日に1次試験、11月14日に2次試験を実施しており、初級職3名の最終合格者と、同じく初級職2名の補

欠合格者を決定し、11月27日に発表しております。

消防職員の採用試験につきましては、9月21日に1次試験、10月21日と22日に2次試験を実施しており、上級消防1名、初級消防11名、初級救命1名、計13名の最終合格者を決定し、11月7日に発表しております。

なお、本年度から両部局ともに、受験者数確保のための対策として、従来の教養試験に代わり、特別な公務員試験対策が不要な、より受験しやすい1次試験科目を導入して実施しておりますが、前年度と比較し、事務部局で15名、消防部局で2名のいずれも増となっており、この科目変更が受験者増に少なからず結びついたものと考えております。引き続き、実施方法等について検証を重ねながら人材の確保に努めてまいります。

最後に、令和8年度当初予算の編成状況について申し上げます。

当組合では、例年、主な事業の内容や負担金の増減見込みなどについて構成市町の財政担当課や事業担当課に説明する会議を設けており、本年度は、10月21日に開催しております。

現在、経常経費の積上げのほか、先般構成市町にお示しした主要事業についても再度精査をしながら編成作業を進めておりますが、人件費や物価の高騰が続く社会情勢により、構成市町の財政負担はこれまで以上に高まることが予想されております。当組合といたしましては、構成市町の厳しい財政状況も念頭に置きながら、事業の優先度や効果を検証し、実効性のある予算に仕上げたいと考えております。

以上、当組合の諸般の状況についてご報告申し上げましたが、今後とも圏域住民並びに議員各位のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

副議長 (黒沢龍己)

これより本日の会議を開きます。出席議員は、定足数に達しております。

本日の議事は「議事日程第1号」をもって進めます。

日程第1「議席の指定」を行います。

このたび、大仙市議会選出の4名並びに美郷町議会選出の4名が新たに本組合議会議員に選出されましたので、会議規則第3条第1項の規定により、議席の指定を行うものであります。議席は、お手元に配布しております議席指定一覧表のとおり指定いたします。

日程第2「議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。「選挙の方法」につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により「指名推選」によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって「選挙の方法」は「指名推選」によることに決しました。

お諮りいたします。「指名の方法」については、副議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって「指名の方法」については、副議長において指名することに決しました。

議長に大仙市議会議長の後藤健議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま副議長において指名いたしました後藤健議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって後藤健議員が議長に当選されました。

後藤健議員が議場におりますので、本席から会議規則第三十条第二項の規定による告知をいたします。

本人から当選のあいさつをお願いします。

議長 (後藤健)

はい、副議長。

副議長 (黒沢龍己)

はい、後藤議員。

議長 (後藤健)

皆さんこんにちは。ただ今、当組合議会の議長に指名推薦いただきました後藤でございます。この場に立ち、その職責の重さをひしひしと感じているところでございます。

当組合の事業につきましては、圏域住民の安全、安心であったり、衛生環境であったり、非常に住民の生活の基盤となる事業が主でございます。我々組合議会としても、圏域住民の生活向上のために、しっかりと議会活動をして参る所存でございますので、管理者、副管理者、職員の皆さん、それから議会議員の皆様の協力をお願いしたいと思います。

一言、簡単ですが、挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

副議長 (黒沢龍己)

これをもちまして、私の議長の職務が終了いたしました。皆様のご協力ありがとうございました。

それでは、後藤議長、議長席にお着き願います。

議長 (後藤健)

これより議事を執らせていただきます。よろしくご協力お願いいたします。

日程第3「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第67条の規定により、議長において、9番青柳友哉議員、10番山谷喜元議員、11番荒木田俊一議員を指名いたします。

日程第4「会期の決定」を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日一日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日一日と決定いたしました。

日程第5「議長報告」をいたします。

「令和6年度大曲仙北広域市町村圏組合継続費精算報告書」が管理者から、「令和7年度例月出納検査結果報告書」が監査委員から提出されましたので、これを別添お手元に配付のとおり報告いたします。

日程第6「一般質問」につきましては、通告がありませんでしたので、終結いたします。

日程第7「議案第21号」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。佐藤局長。

局長 (佐藤大)

はい、議長。

議長 (後藤健)

はい、局長。

局長 (佐藤大)

議案第21号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明申し上げます。

議案説明資料の2ページをご覧くださいと思います。

本案は、国及び県の取扱いに合わせ、仕事と育児の両立支援制度に係る情報提供等の措置を講じることとするほか、勤務時間や勤務形態に係る規定について文言等の整理をするものでございます。

改正の主な内容といたしましては、職員又はその配偶者が妊娠、出産したことなどを申し出たときは、仕事と育児の両立に資する制度の利用に関する情報提供や意向確認等の措置を講じるほか、3歳未満の子を養育する職員に対しても同様の措置を講じることとし、職員が子の年齢に応じた柔軟な働き方を選択できるよう支援するものでございます。

施行日につきましては、公布の日からといたしますが、一部、勤務時間に係る改正規定につきましては、令和8年4月1日からとするものでございます。

以上、議案第21号をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 (後藤健)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第21号」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8「議案第22号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

佐藤局長。

局 長 (佐藤大)

はい、議長。

議 長 (後藤健)

はい、局長。

局 長 (佐藤大)

議案第22号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明申し上げます。

議案説明資料の3ページをご覧ください。

本案は、今般、「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部が改正されたことに伴い、新たな部分休業制度に係る規定を追加するほか、所要の規定の整理をするものでございます。

主な改正の内容となりますが、一つ目は、小学校入学前までの子を養育する職員が、1日につき2時間を超えない範囲内において取得できる無給の休暇「部分休業」について、勤務時間の始め又は終わりに限り取得可能となっている現行の取扱いを廃止し、勤務時間の中途でも取得できるよう改めるものでございます。

二つ目は、現行の部分休業の取得方法に加え、1年につき77時間30分の範囲内で、1日あたりの取得時間数に制限がなく取得できる方法を新たに規定するものでございます。

取得する職員は、現行の取得方法である「第1号部分休業」又は新たに追加する「第2号部分休業」のいずれかのパターンを選択することとなります。

そのほか、法改正等に伴い、所要の規定の整理をするものでございます。

施行日につきましては、公布の日からといたしますが、一部、勤務時間に係る改正規定については、令和8年4月1日とするものでございます。

また、本年度中における第2号部分休業の取得時間数の上限につきましては、経過措置の規定を設けることといたします。

以上、議案第22号をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長 (後藤健)

説明が終わりましたので、これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第22号」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9「議案第23号」、日程第10「議案第24号」、日程第11「議案

第25号」の3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。佐藤局長。

局長 (佐藤大)

はい、議長。

議長 (後藤健)

はい、局長。

局長 (佐藤大)

議案第23号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第24号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第25号「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の3件を一括してご説明申し上げます。

まずはじめに、議案第23号をご説明いたします。

議案説明資料の4ページと5ページをご覧くださいと思います。

本案は、本年度の秋田県人事委員会勧告に基づき、一般職の給料表、期末・勤勉手当の支給割合、その他各種手当等について改定を行うほか、文言の整理を行うものでございます。

始めに、給料表につきましては、民間給与との較差を埋めるため、大卒者の初任給を12,282円、高卒者の初任給を12,558円それぞれ引き上げるなど、若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象に給与を引き上げることにより、給料水準を平均約3.4%引き上げるものでございます。

次に、期末・勤勉手当の支給割合につきましては、民間のボーナスの支給状況等を踏まえ、両手当の年間支給月数をそれぞれ0.025か月ずつ引上げて、合計4.65か月とするものであり、今年度は、12月支給分を引き上げることで対応することとし、実際には年末にその差額分を支給するものであります。また、令和8年度においては、年間支給月数に変更はないものの、6月と12月の支給割合を均等にする変更を行うものでございます。

次に、通勤手当の改定につきましては、自動車通勤する職員に係る支給額について、距離区分ごとの額を引き上げる改正を本年4月1日からの適用とし、新たな距離区分を追加する改正を令和8年4月1日から施行するものでございます。

次に、寒冷地手当につきましては、本年度末をもって、扶養手当の支給要件に係る扶養親族の範囲から「配偶者」が除外されることとなりますが、寒冷地手当の支給要件に係る扶養親族の範囲には、来年度以降も引き続き「配偶者」を含むこととするものでございます。

給料表、本年度の期末・勤勉手当及び通勤手当の距離区分ごとの支給額引上げに係る改正については、公布の日から施行し、本年4月1日から適用するものであり、令和8年度の期末・勤勉手当、通勤手当の新たな距離区分追加及び寒冷地手当に係る改正につきましては、令和8年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第24号についてご説明申し上げます。

議案説明資料の6ページをご覧ください。

本案は、専任副管理者の期末手当の支給割合を引き上げるものでございます。

当組合の専任副管理者の期末手当につきましては、大仙市の上下水道事業管理者に合わせることであり、大仙市において支給割合を引き上げられたことに合わせ、改定するものでございます。

令和8年度から、年間支給月数を3.4か月から0.05か月引き上げて3.45か月とするものでございます。本年4月1日から経過措置の規定が設けられており、既に3.45か月の支給月数を適用して支給しているため、令和7年度、令和8年度共に、実際の支給額に変更はございません。

令和8年度からは、改正後の本則の規定を適用することとなります。

次に、議案第25号についてご説明申し上げます。

説明資料の7ページをご覧ください。

本案は、一般職に準じ、会計年度任用職員の給料表、期末・勤勉手当の支給割合及び通勤に係る費用弁償について改定するほか、文言の整理を行うものでございます。

会計年度任用職員の給与につきましては、秋田県人事委員会勧告に基づき決定される一般職の給与を基礎とすることにより、間接的に民間給与との均衡が図られるものでございます。

今般の一般職の改定に合わせ、一般職の給料表の1級に準じて定めている給料表を改定するとともに、期末・勤勉手当についても同様の改定を行うものでございます。

また、通勤に係る費用弁償につきましても、一般職の通勤手当に合わせ、同様の改定を行うものであります。

施行日につきましては、一般職と同様、令和7年度の改正については公布の日からとし、令和7年4月1日から適用いたします。令和8年度の改正につきましては、令和8年4月1日からとするものでございます。

以上、議案第23号から第25号までを一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長 (後藤健)

説明が終了しましたので、これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

議 員 (安達成年)

議長。

議 長 (後藤健)

はい、2番、安達議員。

議 員 (安達成年)

引き上げることについては別に何もねすども、特別これに対する補正予算だどって出でるわけでもなくて、予算の範囲内で間に合うつもりで補正き出はってねど思うんだすども、引き上げる分。そうすれば引き上げる全体の分すよ、職員の分と、通勤手当の分と、それから23号と、それから25号の会計年度職

員と、全体の分のすよ、総額と言いますか、どのくらい上がるのか、一個一個でねぐ、全体の、これが当初予算内さ収まるのであればいいんだすども、収まらねんだば補正どが、それか特別補正どが出でるわけでね、そこらへんちょっと教えていただければなと思います。

議長 (後藤健)
はい、答弁を求めます。

局長 (佐藤大)
はい。

議長 (後藤健)
はい、局長。

局長 (佐藤大)
安達成年議員のご質問にお答え申し上げます。今現時点で引き上げの総額については把握しておりませんが、現時点では予算内で収まっております。ただし、今後ですね、1月、2月、3月の給料に対しまして、不足が生じる場合につきましては、3月の議会において補正をさせていただきたいと考えております。以上です。

議長 (後藤健)
はい、よろしいですか。はい、安達議員。

議員 (安達成年)
予算というか、職員の給料なので、計算できねわけではねど思って、できればすよ、後から出すんでねぐって、きちんと計算して、今この改正する時に、本来は上げるべきだと思うんだすよ、私はすな。だから、どうせ改正する時に、補正も含めて、他の補正も出でるがらすよ、本来はやるべきだと、まあ、いつもそういう手法だとすればそれはそれで、別に職員さ特別不利益にはならねがら、それはそれでいいども、今後はちょっと検討していただければなと、はい、以上です。

議長 (後藤健)
はい、答弁はいいですか。

議員 (安達成年)
はい、いいです。

議長 (後藤健)
他に質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

はい、質疑がないようございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより議案第23号から議案第25号までの3件を一括して採決いたします。本3件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本3件は、原案のとおり可決されました。

日程第12「議案第26号」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。佐藤局長。

局長 (佐藤大)

はい、議長。

議長 (後藤健)

はい、局長。

局長 (佐藤大)

議案第26号「大曲仙北広域市町村圏組合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明申し上げます。

議案説明資料の8ページをご覧ください。

本条例は、地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結できるものについて定めているものでございます。性質上複数年継続利用する運用が一般的である「ソフトウェアの使用許諾契約」について、国の取扱いに倣い新たに追加し、あわせて、事務機器を借り入れる際に付随して使用するソフトウェアについて明記するものでございます。

これまで、ソフトウェアのライセンス契約につきましては、本条例第2条第3号に規定している、「毎年4月1日から経常的な役務の提供を受ける契約であって、複数年にわたる契約を締結しなければ、安定的な役務の提供の確保に支障を及ぼすおそれのあるもので、管理者が特に認めるもの」に該当するものとして長期継続契約の対象としておりましたが、今回の改正により、これを追記・明記することにしたものでございます。

施行日は、公布の日からといたします。

以上、議案第26号をご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 (後藤健)

説明が終了しましたので、これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第26号」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13「議案第27号」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。佐藤局長。

局長 (佐藤大)

議 長 はい、議長。
(後藤健)

局 長 はい、局長。
(佐藤大)

議案第27号「令和7年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算(第1号)」をご説明申し上げます。

議案説明資料の10ページをご覧ください。

歳入歳出予算の補正は、一般会計における総務費を増額するものであり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ644万9千円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ59億2,709万4千円とするものでございます。

歳入からご説明いたします。

7款繰越金は、644万9千円の増額で、総務費の財源として充当するものでございます。

続いて、歳出についてご説明いたします。

2款総務費1項1目一般管理費は、644万9千円の増額で、退職手当支給事務を共同で処理している秋田県市町村総合事務組合の負担金条例に基づき、基準日である平成16年4月1日から令和6年度までの退職手当支払額が、同組合への納付額を上回ったことから、その差額の30%を調整負担金として納付する必要があるため、共済費を増額するものでございます。

続きまして、債務負担行為の補正についてご説明いたします。

現在使用している財務会計システムのサポートが令和8年度末で終了することから、後継バージョンのシステムへのデータ移行などの更新作業に係る委託契約と、新たなサーバーや端末などの機器類及びソフトウェアの賃貸借契約を今年度年明けの1月に締結しまして、更新作業完了後の令和8年度から5年間にわたり分割して支払う更新経費について、債務負担行為の限度額を設定するものでございます。限度額は、2,403万1千円となっております。

以上、議案第27号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長 (後藤健)

議 員 説明が終了しましたので、これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。
(安達成年)

議 長 議長。
(後藤健)

議 員 はい、2番、安達議員。
(安達成年)

議 長 すいません、議案第27号の、前年度繰越金を財源として予算措置するというこの前年度繰越金って何年度の繰越金なことですか。
(後藤健)

局 長 はい、答弁を求めます。
(佐藤大)

議 長 はい、議長。
(後藤健)

局 長 はい、局長。
(佐藤大)
安達成年議員のご質問にお答え申し上げます。こちら、6年度ですね。令和6年度の繰越金となっております。

議 長 (後藤健)
はい、安達議員。

議 員 (安達成年)
あの、小姑みでんたごと言って申し訳ねんだっすどもよ、認定この後あるべった、これな。要はすよ、俺言いでののはすよ、認定先でねがど思うんだすよ。して繰越しだど思うども、繰越し決めでがら認定してけれっていうの、普通会計上っすよ、決まってるごだからいいんだどもっすよ、小姑みでんたごと言って申し訳ねどもっすよ、できれば、そごは議事録上すつきりするんでねがなど、私はですよ、と思うども、そこらへん、いいどもっすよ、別に決まってるやづだからいいどもすよ、はい。

議 長 (後藤健)
はい、答弁よろしいですか。

議 員 (安達成年)
いいです。

議 長 (後藤健)
答弁いらない。はい、答弁いらないそうなので。

局 長 (佐藤大)
はい、議長。

議 長 (後藤健)
はい、答弁あるそうなので、局長。

局 長 (佐藤大)
議員ご指摘のとおりでございますので、今後はしっかりと協議、検討させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議 長 (後藤健)
はい、他に質疑のある方。よろしいですか。はい、ないようですので、これにて質疑を終結いたします。
これより、討論に入ります。討論ありませんか。
(討論なしの声)
討論なしと認めます。
これより「議案第27号」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
(異議なしの声)
ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。
日程第14「議案第28号」を議題といたします。

副管理者 提案理由の説明を求めます。小松副管理者。
(小松英昭)

議長 はい、議長。
(後藤健)

副管理者 はい、副管理者。
(小松英昭)

それでは、私の方から、議案第28号令和6年度決算の認定につきましてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、本組合の一般会計と介護保険特別会計に係る令和6年度歳入歳出決算につきまして、議会の認定に付するものでございます。

決算の内容につきましては、お手元にお配りしている「両会計歳入歳出決算書並びに附属書」に記載されているとおりでありますけれども、去る9月10日、当組合監査委員による審査をいただいておりますので、その審査結果につきましては、別冊の審査意見書にまとめられておりますので、別途ご確認いただければと存じます。

それでは、説明に入らせていただきます。

説明は、議案説明資料を用いて行いますので、恐れ入りますが、議案説明資料の12ページの歳入歳出決算総括表をお開き願います。

はじめに、上段の一般会計について申し上げます。

歳入は、予算現額72億3,317万1,200円に対し、収入済額が71億4,457万9,232円で、収納率は98.3%、予算現額との比較で8,859万1,968円の減となっております。なお、収入未済額が1億2,059万8,490円発生しておりますけれども、これは、納車遅れにより繰越した消防ポンプ自動車の更新に係る経費の財源となる構成市町負担金1億1,989万9千円及び国庫補助金1,640万4千円を翌年度に収入することとしたこと、また、中央ごみ処理施設及びし尿処理施設の使用料に一部未納が生じたことによるものであります。

一方、歳出ですけれども、支出済額が70億6,549万3,229円で、執行率は97.7%となっております。また、翌年度繰越額は、繰越明許費を設定した事業分1億1,839万3千円、不用額は、4,928万4,971円であり、歳入歳出差引額は7,908万6,003円となっております。

次に、主な事業の実施状況につきまして、100万円以上の事業をピックアップしてご説明申し上げます。13ページをお願いいたします。

上段から、衛生費のうち、斎場費は、火葬炉等設備補修工事が2つの斎場の合計で1,191万3千円、新南部斎場建設事業が全体で約1億5,784万4千円、北部斎場改修事業が全体で約802万7千円、新中央し尿処理センター建設事業費は、全体で約19億4,707万5千円であります。

14ページをお願いいたします。

消防費の施設整備費のうち、主な事業といたしましては、出動車両運用管理装

置改修事業が約8,082万3千円、大曲消防署西分署屋根改修工事が809万6千円、消防車両更新事業が前年度から繰越しとなった車両分も合わせまして、約8,860万4千円などとなっております。

次に、介護保険特別会計についてご説明申し上げます。

資料は戻りまして、再度12ページをご覧ください。総括表の中段となります。

歳入は、予算現額190億4,499万1千円に対し、収入済額が191億8,998万1,164円、収納率は99.8%、予算現額との比較で1億4,499万164円の増となっております。また、不納欠損額が1,145万8,758円、収入未済額が2,734万5,238円となっておりますが、前年度と比較いたしますと、不納欠損額は約145万5千円、収入未済額につきましても約518万7千円のいずれも減となっております。

一方、歳出であります。支出済額が187億4,115万5,948円で、執行率は98.4%、不用額は3億383万5,052円であり、歳入歳出差引額は4億4,882万5,216円となっておりますが、この中には、保険給付費と地域支援事業費の確定に伴う国、県及び支払基金への返還金や、介護給付費等準備基金に積み立てる第1号被保険者保険料などが含まれておりまして、それらを除きますと、実質的な繰越額は約5,200万円となります。

両会計を合算した総額につきましては、表の下段に記載のとおり、収入済額が263億3,456万397円、支出済額が258億664万9,177円で、収入済額に対する支出済額の割合は98%、歳入歳出差引額は5億2,791万1,219円となり、同額が翌年度に繰越しとなるものであります。

次に、介護保険関係の主な事業の実施状況についてご説明申し上げます。

14ページの下段をお願いいたします。

介護保険特別会計では、介護保険法改正に伴うシステム改修事業が297万円、公用車購入が2台分で480万円となっております。

次に、公債費と負担金調整基金についてご説明申し上げます。

15ページをお願いいたします。

上段の表の公債費の状況についてであります。令和6年度中の元利償還金額は1,397万8,790円、決算年度末の未償還元金は566万7,939円であり、これは、旧大仙美郷環境事業組合から引き継いだ、旧中央ゴミ処理センター解体事業費に係る償還分でありますけれども、本年度末をもって償還が完了する見込みとなっております。

下段の表の負担金調整基金の内訳についてであります。前年度末現在高は、両会計の合計で2億238万3,555円、決算年度中の取崩額が6,000万円、積立額が9,150万円であり、決算年度末の現在高は2億3,388万3,555円となっております。

次の16ページから18ページまでは、不用額の内訳についての記載となります。

17ページ中段の一般会計の合計4,928万4,971円と、18ページ下段の介護保険特別会計の合計3億383万5,052円を合わせた不用額の総合

計は、この資料には記載ございませんけれども、3億5,312万23円であり、歳出予算総額の約1.3%となるものでございます。

主な内訳を申し上げますと、一般会計では、衛生費が約3,400万円、消防費が約900万円、また、介護保険特別会計では保険給付費が約2億6,100万円、地域支援事業費が約3,200万円などとなっております。

不用額が生じた要因でございますけれども、一般会計では、斎場費や消防費において光熱費等が見込みを下回ったことや、清掃費において一般廃棄物の搬入量や電気利用料金が見込みを下回ったことによる廃棄物処理施設の長期包括運營業務委託料に余剰が生じたことに加え、共済組合費の率の引き下げや各種手当が見込みを下回ったことにより人件費にも不用額が生じたことなどであります。

また、介護保険特別会計においては、介護サービス利用量が見込みを下回ったことや各市町の地域包括支援センター等への委託事業実績が見込みに達しなかったことのほか、両会計において物件費等について節減を図ったことなどによるものでございます。

以上、議案第28号、令和6年度決算の認定に係る概要をご説明申し上げますが、事業遂行に当たりましては、今後も社会の動向を注視して各種課題に対応していくとともに、透明性と責任性を確保しながら組合運営の一層の効率化に取り組んでまいりますので、議員各位のさらなるご指導ご協力をお願いするとともに、本議案につきましてはよろしくご審議のうえ、ご認定を賜りますようお願い申し上げます。以上で説明を終わります。

議長 (後藤健)

説明が終わりましたので、これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

管理者 (老松博行)

はい、関連して。

議長 (後藤健)

はい、市長から発言の申し出がありますので、市長から。

管理者 (老松博行)

先ほど安達議員からご指摘と言いますかご質問あった件について、前年度繰越金をですね、決算認定後に計上すべきではないかというようなご指摘だったとすれば、それはちょっと、解釈が少し、私どもは、当初予算でも前年度繰越金予算計上、苦しい時、一般財源苦しいとき、上げています。ですから、あくまでも前年度繰越金見込み額として上げているということなので、決算認定、6月とか9月とかの議会で認定されるわけで、それから繰越金予算計上しないといけないという、そういう考え方ではなくてですね、あくまでも見込み額として計上させていただいている、これは自治法上可能だというふうに解釈しておりますので、ただ、前年度繰越額が確定した際には、それ以上の計上をもし万が一している場合は当然補正で直さないといけないと、いうことになるわけですけど、今の段階ではある程度の見込みの中で六百何十万大丈夫だという見込みで計上したということだと思いますので、何卒ご理解を賜りますようよろしくお願いしたいと思いま

す。

議長 (後藤健)

はい、いいですか。そうすれば、これより、議案第28号についての討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第28号」を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり認定されました。

地方自治法第117条の規定により、高橋邦武議員の退席を求めます。

(高橋邦武議員退席)

日程第15「議案第29号」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。老松管理者。

管理者 (老松博行)

はい、議長。

議長 (後藤健)

はい、管理者。

管理者 (老松博行)

議案第29号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」をご説明申し上げます。

当組合同規約第9条第1項の規定により、組合に監査委員2名を置くこととなっておりますが、現在1名欠員となっております。

議員の中から選任される監査委員に、議案記載のとおり、高橋邦武氏を選任いたしたく、組合同規約第9条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議のうえ、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長 (後藤健)

説明が終了しましたので、これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第29号」を採決いたします。本案は原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり同意されました。

高橋邦武議員の入場を許可します。

(高橋邦武議員入場)

ただいま監査委員に選任されました高橋邦武議員から発言の申し出がありますので、これを許可します。

議 員 (高橋邦武)
はい、議長。

議 長 (後藤健)
はい、高橋議員。

議 員 (高橋邦武)
ただ今、監査委員に選任されました、高橋邦武です。
監査は、予算が適正に執行された後に、決算として審査する重要な役目でございます。私は自分の持てる力を発揮いたしまして職務に精励してまいりますので、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 (後藤健)
以上をもちまして、今期定例会の日程はすべて終了しました。
これにて、令和7年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。